

■計画期間：令和 8（2026）年 4 月 1 日～令和 10（2028）年 3 月 31 日

■内容

目標 1. 行動計画期間において配偶者が出産した男性社員の育児休業取得率を **65%**とする

<対策>

- 令和 8（2026）年 4 月～ 育児休業の取得率・取得期間のジェンダー別モニタリングと周知
- 令和 8（2026）年 4 月～ 育児休業を取得した様々なバックグラウンドを持つ社員の経験談を社内ポータルサイトへの継続掲載
- 令和 8（2026）年 4 月～ 男性社員向け育休取得ガイドブックの定期的な更新
- 適宜 育児関連制度の周知徹底、ジェンダーを問わずに育児休業が取得できる風土醸成のための取り組み

目標 2. 管理職を含む全社員の時間外・休日労働が月 **75 時間**超過者ゼロにする

<対策>

- 令和 8（2026）年 4 月～ 労働時間管理における徹底事項の定期的配信
- 令和 8（2026）年 4 月～ 代表取締役社長からの全従業員向けに注意喚起メール発信
- 令和 8（2026）年 4 月～ 管理職/非管理職向け健康管理時間警告メール配信
- 令和 8（2026）年 4 月～ 会社貸与 PC の利用時間を制限するためのシステム導入検討